

認可地縁団体に関するQ & A

R6.1

松本市 住民自治局 地域づくり課

認可地縁団体に関するQ&A 目次

【認可地縁団体とは】

- Q1 認可地縁団体制度とは？ P 1
Q2 「地縁による団体」とは？

【認可を受ける要件】

- Q3 法人として認可を受ける要件は？

【メリット・デメリット】

- Q4 メリットは？ P 2
Q5 デメリット（認可後注意すること）は？

【税金について】

- Q6 地縁団体として認可を得た場合、税金関係はどうなりますか。 . P 3

【構成員について】

- Q7 個人単位でなく、世帯単位を構成員としている地縁による団体は認可の対象となりませんか。また、個人を構成員としていても、表決権を世帯単位で一票とすることはできませんか。 P 4
Q8 会員は個人とあるが、会費の支払いはどうなりますか。
Q9 未成年者を構成員から除外することは可能でしょうか。
Q10 構成員の名簿には、世帯主だけでなく、世帯員であれば、生まれたばかりの子供も記載する必要があるのでしょうか。
Q11 こどもの意思はどのように確認すればいいのでしょうか。 P 5
Q12 構成員名簿には何を記入すればいいのでしょうか。
Q13 構成員名簿は、毎年（あるいは変更がある場合）市に提出する必要がありますか。
Q14 外国人であっても地縁による団体の構成員になり得ますか。
Q15 構成員は個人のみを認め、法人は含まれないとされていますが、なぜ法人は含まれないのですか。
Q16 賛助会員は表決権を持たないのですか。

【認可後】

- Q17 事業報告書や収支決算書等の総会の資料は、毎年市に提出する必要がありますか。 P 6
Q18 表決の方法で注意すべきことはありますか。
Q19 地縁による団体の規約において、代表者及びその他の役員で構成する役員会を設け、一定事項の決定を役員会で処理することは可能でしょうか。

Q20 自治会等が地縁による団体として認可されると、市の指揮監督下におかれることになるのですか。

【解散、認可取消し等】

Q21 認可を受けた地縁による団体が、その区域を構成する住民の意見の対立により二つの団体に分裂した場合、認可は取り消されることとなるのでしょうか。

Q22 認可地縁団体が、認可を取り消されるのは具体的にどのような場合ですか。 P 7

Q23 法第260条の2の地縁による団体の認可申請に係る処分に不服がある場合、救済方法はないのでしょうか。

Q24 認可を受けた地縁による団体が破産したときの手続はどのように行うのでしょうか。

Q25 構成員が、死亡、転出等により退会する際に、地縁による団体の保有する資産について持分の返還を主張することはできますか。 P 8

【不動産の登記の特例】

Q26 認可地縁団体の不動産登記の特例とは何ですか。

Q27 申請の要件は何ですか。

【電磁的表決】

Q28 令和3年9月1日施行の法第260条の18項に規定される電磁的方法による表決とは具体的に何を指しますか。

Q29 電磁的方法による表決を行うためには「規約又は総会の決議」が必要となりますが、既に規約に書面や代理人による表決の規定がある場合に規約の改正は必要なのでしょうか。

【合併】

Q30 認可地縁団体同士は合併できるのですか。 P 9

Q31 なぜ合併できるようになったのですか。

Q32 合併方法はどのようなものがありますか。

Q33 合併の認可要件は何ですか。

【その他】

Q34 法人格を取得するまでの期間はどのくらいですか。 P 10

Q35 一の地縁による団体が所在する地域に、更に連合会という上部組織の地縁による団体が設立されている場合、この連合会も認可の対象となりますか。

Q36 不動産等を保有していなくても、地縁による団体として認可の対象となりますか。

Q37 不動産を取得する場合には法人格の取得は義務ですか。

認可地縁団体に関するQ & A

【認可地縁団体とは】

Q 1 認可地縁団体制度とは？

A 1 一定の手続きを経て、自治会（町会）が法人格を取得することにより、団体名で不動産等の登記ができるようになる制度です。

Q 2 「地縁による団体」とは？

A 2 「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」のことです。

すなわち、その区域に住んでいるということだけで、会員（構成員）になれる団体です。

【認可を受ける要件】

Q 3 法人として認可を受ける要件は？

A 3 町内会等が法人格を得るためには、松本市長の認可を受ける必要があります。

4つの要件を満たす必要があります。（地方自治法260条の2第2項）

① その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理など、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていると認められること

（良好な地域社会の維持及び形成に資する活動とは、その区域における集会施設の維持・管理、清掃等の環境整備活動、福祉活動、スポーツ大会、レクリエーション活動等）

② その区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること

（飛地があったとしても、地域としてのまとまりが歴史的な実態としてあるのであれば認可の対象となり得ます。

地縁による団体の区域の要件は「住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること」です。

この場合、当該地縁による団体の構成員のみならず、その他の住民にとって容易にその区域が認識できる区域であることを要することとされており、例えば、河川、道路等により区域が画されていることが明確であればよいとされています。）

③ その区域に住所のあるすべての個人が構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること

（その区域に住む人みんなが町会等に参加できるということです。認可地縁団体は、個人を構成員とすることから、世帯を単位にすることはできま

せん。区域に住所があること以外に年齢や性別、国籍などの条件をつけることもできません。ここでいう「相当数」は、その区域の住民登録されている全住民の過半数を指します。ここが認可前との大きな違いです。認可後は、構成員一人ひとりに表決権が付与されることとなります。)

制度の目的が、現に安定的に存続する地縁による団体が、地域的な共同活動のために利用する不動産等を団体名義で保有することを可能とすることです。その団体の画する一定の地域に居住するごく少数の者だけがその構成員になっているような団体や、新たに区域の少数の者だけで結成した団体では、区域において安定的に存在しているとは考えがたく、当該制度の目的が満たされない恐れがあるからであり、その観点から「相当数」の者がその団体の構成員となっている必要性を認め、認可要件としたものです。

④ 規約を定めていること

規約には、以下の8点が定められていることが必要です。

- 1 目的
- 2 名称
- 3 区域
- 4 主たる事務所の所在地
- 5 構成員の資格に関する事項
- 6 代表者に関する事項
- 7 会議に関する事項
- 8 資産に関する事項

【メリット・デメリット】

Q4 メリットは何ですか。

A4 主なメリット

- 1 地縁団体名義で不動産登記ができる
- 2 地縁団体が契約主体、財産の保有主体となれる→事業活動の充実化
- 3 法人財産と個人財産の混合防止
- 4 町内公民館整備補助金、コミュニティセンター補助金等の補助を受けて、集会施設を整備することができる
- 5 法律上の明確化→対外的な信頼の獲得、継続した活動基盤の確立

Q5 デメリット（認可後注意すること）は何ですか。

A 5 地方自治法の規定に基づいて、認可地縁団体となるための、また、認可を受けた後に
おいては、認可地縁団体であり続けるための「要件」を満たすように運営を行ったり、
書類を用意したりする必要があります。

【例】

- 1 総会の開催、役員を選出、構成員名簿の更新など手続きが多くなります
- 2 法人市県民税の課税対象となります
減免措置があります。詳細は市民税課へ。
- 3 固定資産税の課税対象となります
自治会が所有する土地・建物については、それが公共性の強いものであ
って、現に自治会活動に直接利用されているものは、固定資産税の減免が
あります（詳細は資産税課へ）。
- 4 告示事項、規約に変更があったら市へ届け出てください
- 5 不動産登記手数料等が必要になります

【税金について】

Q 6 地縁団体として認可を得た場合、税金関係はどうなりますか。

A 6 不動産の保存登記、移転登記は、その評価額に対して登録免許税がかかります。また、譲渡所得の対象となる場合がありますので、事前に関係機関に
確認をしておくとい良いでしょう。なお、固定資産税、法人市県民税は減免の
措置があります（固定資産税の詳細は資産税課、法人市民税の詳細は市民税
課へ）。

税の種類		地縁団体の認可を受けた団体	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
市税	法人市民税	均等割 … 課税免除 法人税割 … 非課税	課税
	固定資産税	減免措置あり	課税
県税	法人県民税	均等割 … 課税免除 法人税割 … 非課税	課税

	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	減免措置あり	課税
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税	課税

【構成員について】

Q7 個人単位でなく、世帯単位を構成員としている地縁による団体は認可の対象となりませんか。また、個人を構成員としていても、表決権を世帯単位で一票とすることはできませんか。

A7 認可地縁団体の構成員は、個人としてとらえることとなっています。世帯でとらえることはできないので、会員は各々一個の表決権を有することとなります（法第260条の18に則る規定）。

（第260条の18 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。）

（第260条の2 第2項第3号 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。）

なお、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも地域社会においても是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとして「所属する世帯の構成員数分の一票」とする旨を規約に定めることは可能であると解されます。

※ 規約の変更、財産処分及び解散の議決について適用は認められません。

※ 規約に定めることとなる事項（代表者の代表権の制限及び委任、監事や役員会の設置等）の規定も規約の変更となるため認められません。

※ 代表者や監事の選任も適用不可です。

Q8 会員は個人とありますが、会費の支払いはどうなりますか。

A8 従来通り、世帯単位で徴収するのが一般的です。

Q9 未成年者を構成員から除外することは可能でしょうか。

A9 できません。

Q 1 0 構成員の名簿には、世帯主だけでなく、世帯員であれば、生まれたばかりの子供も記載する必要があるのでしょうか。

A 1 0 生まれたばかりの赤ちゃんであっても基本的には記載する必要があります。ただし、全ての住民が構成員でなければ認可されないわけではなく、区域の住民の過半数の加入があれば認可されるため、必ずしも名簿に記載しなければならないということではありません。

Q 1 1 こどもの意思はどのように確認すればいいのでしょうか。

A 1 1 未成年者・幼児の表決権の行使については、民法の規定に従って、法定代理人（親権者）の同意を要することになります。

Q 1 2 構成員名簿には何を記入すればいいのでしょうか。

A 1 2 構成員の氏名・住所のみで可です（自書である必要はありません）。

Q 1 3 構成員名簿は、毎年（あるいは変更がある場合）市に提出する必要がありますか。

A 1 3 必要ありません。ただし、総会での議決にあたり、会員数の把握が必要となることから、構成員に変更があるごとに町会等で手入れをする必要はあります。

Q 1 4 外国人であっても地縁による団体の構成員になり得ますか。

A 1 4 地縁による団体の構成員は、自然人たる住民であり、外国人であっても、構成員として含まれます。

Q 1 5 構成員は個人のみを認め、法人は含まれないとされていますが、なぜ法人は含まれないのですか。

A 1 5 以下の理由からです。

1 法人等の一組織に過ぎない事業所等は本来意思表示ができないため。

2 地域社会における近隣関係の中心は、やはり活動の主体である人と人のつながりにあるものであり、法人は地域社会にとっては第二次的な参加者に過ぎないと考えられるため。

なお、法人等については、団体の意思決定への参加や直接の活動は行わないものの、団体に対し様々な支援を行う関係から「賛助会員」として位置付け、その活動に参加することは可能です。

Q 1 6 賛助会員は表決権を持たないのですか。

A 1 6 活動の賛助等の形で団体に参加できることとすることは可能ですが、表決権は有しません。

【認可後】

Q 1 7 事業報告書や収支決算書等の総会の資料は、毎年市に提出する必要がありますか。

A 1 7 必要ありません。

Q 1 8 表決の方法で注意すべきことはありますか。

A 1 8 認可地縁団体の構成員は、個人としてとらえることになるので、個人が各々1個の表決権を持つこととなります。したがって、法人化前後で会員数に変化があると考えられ、その結果、定足数と表決権にも変化があると思われることから、総会における表決権の行使にあたっては、この点に十分注意する必要があります。

また、各個人の表決について、ほかの会員に意思表示を委任する場合には、世帯の代表者または会員に、委任状等により委任することになります。会員一人ひとりの表決権の行使を妨げることをないように留意する必要があります。

Q 1 9 地縁による団体の規約において、代表者及びその他の役員で構成する役員会を設け、一定事項の決定を役員会で処理することは可能でしょうか。

A 1 9 総会での同意を前提に、一定の事項を役員に委任することは可能です（財産の処分等当該団体の本質的部分を左右する事項を除き、構成員の利害にさほど影響のない事項まで総会で決めることは非効率的であるため）。

なお、この場合にはその旨を規約に明記しておくことが必要です。

（法第260条の16により、地縁団体の事務は規約をもって代表者その他の役員に委任したものを除くほか、全て総会の議決によって行わなければなりません。つまり、総会は当該団体についての最高意思決定機関であり、役員会等の機関によって代替することはできず、本来あらゆる決定は総会で決定されるべきものであります。）

Q 2 0 自治会等が地縁による団体として認可されると、市の指揮監督下におかれることになるのですか。

A 2 0 なりません。認可地縁団体の制度趣旨は、市町村長が認可を行うことにより自治会等が権利義務の主体となることです。市町村の関与は、自治会等が権利義務の主体となるための必要な要件を充足しているかどうかを確認するにとどまります。

【解散、認可取消し等】

Q 2 1 認可を受けた地縁による団体が、その区域を構成する住民の意見の対立により二つの団体に分裂した場合、認可は取り消されることとなるのでしょうか。

A 2 1 認可地縁団体が分裂した場合、一般的には法第260条の2第2項の要件を欠くことになると考えられます。よって、市町村長は同条第14項の規定に基づいて認可を取り消すこととなります。なお、分裂した後の自治会等が、その区域を見直したうえで、改めて認可を申請すれば、市町村長は法第260条の2第2項に定める必要な要件を満たしているかどうかを検討することとなります。

(法第260条の2第14項 市町村長は、認可地縁団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くことになったとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。)

Q 2 2 認可地縁団体が、認可を取り消されるのは具体的にどのような場合ですか。

A 2 2 市町村長は、認可地縁団体が法第260条の2第2項に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことができるとされています(同条第14項)。具体的に例示すると、次のような場合が考えられます。

- 1 認可地縁団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき
- 2 認可地縁団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
- 3 区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき
- 4 構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき
- 5 地縁による団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき

Q 2 3 法第260条の2の地縁による団体の認可申請に係る処分に不服がある場合、救済方法はないのでしょうか。

A 2 3 市町村長の認可申請の審査事務は、市町村長が当該地縁による団体が法律要件に適合しているか否かを公に証明するという事務です。認可に当たり市町村長の裁量によってそれを行う余地はありません。しかし、市町村長が事実認識において地縁による団体と異なる見解をもち、結果として不認可処分となることが考えられます。この不認可処分は、行政不服審査法に定める「処分」に該当するものであり、当該地縁による団体は同法第6に基づいて市町村長に対し異議申立てをすることができます。

また、市町村長の認可申請に係る不作為に対しても、同法第七条により異議申立てが行えるなど、それぞれの状況に応じた救済方法があります。

Q 2 4 認可を受けた地縁による団体が破産したときの手続はどのように行うのでしょうか。

A 2 4 地縁による団体が、その債務を完済することが不可能になったとき、すなわち消極財産(負債)が積極財産(資産)を上回ったときは、裁判所は

代表者若しくは債権者の請求により、又は職権をもって破産の宣告をなし、当該団体は直ちに解散することとなります（法第260条の20、同条の22）。この場合、代表者は、同条の22第2項により直ちに破産宣告の請求をすることが義務づけられています。なお、破産手続は破産法に基づいて行われ、解散した地縁による団体は、破産の目的の範囲内でなお存続するものとみなされます。

Q25 構成員が、死亡、転出等により退会する際に、地縁による団体の保有する資産について持分の返還を主張することはできますか。

A25 地縁による団体の性格を勘案すると「持分権」を想定することは適当でなく、持分の返還を主張することはできないものと解されています。（不動産等の地縁による団体の保有する資産の処分を、総会で議決することは可能です）

【不動産の登記の特例】

Q26 認可地縁団体の不動産登記の特例とは何ですか。

A26 認可地縁団体が所有する不動産であって、登記名義人やその相続人の全てまたは一部の所在が知れない場合、一定の手続きを経ることで、認可地縁団体が単独で登記の申請を行うものです。

Q27 申請の要件は何ですか。

A27 以下の4つの要件を満たす必要があります。

- 1 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- 2 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること
- 3 当該不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員またはかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること
- 4 当該不動産の登記関係者の全部または一部の所在が知れないこと

【電磁的表決】

Q28 令和3年9月1日施行の法第260条の18項に規定される電磁的方法による表決とは、具体的に何を指しますか。

A28 電子メールなどによる送信、Webサイト、アプリケーションを利用した表決、磁気ディスク等に記録して当該ディスク等を交付する方法等です。

Q29 電磁的方法による表決を行うためには「規約又は総会の決議」が必要となりますが、既に規約に書面や代理人による表決の規定がある場合に規約の改正は必要なのでしょうか。

- A 2 9 電磁的方法による表決ができる旨の追記が必要となります（法第260条の18第4項の規定により規約が優先的に適用されるため）。
なお、現行の規約に書面や代理人による表決の規定がない場合において電磁的方法による表決を可能とするためには、その旨を、規約又は総会の決議のうち各団体において選択した方法により定める必要があります。
新たに規約を定める場合であって、現在、地方自治法上可能とされている「書面による表決」・「代理人による表決」に加えて「電磁的方法による表決」を可能にしようとする場合には、これらの方法のいずれも可能である旨を記載する必要があります。

【合併】

- Q 3 0 認可地縁団体同士は合併できるのですか。
A 3 0 同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができるようになりました（令和5年4月1日施行）。
- Q 3 1 なぜ合併できるようになったのですか。
A 3 1 人材不足等により単体での活動が困難となっている認可地縁団体が、将来に渡って活動を継続していくためです。合併の規定の創設や解散の手続きが簡素化されました。
- Q 3 2 合併方法はどのようなものがありますか。
A 3 2 以下の2つが考えられます。
1 吸収合併
2 団体のうち、1 団体がもう 1 団体を吸収し、存続団体となります。もう 1 団体は吸収されるため、消滅団体となります。
2 新設合併
2 団体の両方が合併消滅し、新たに認可地縁団体を設立します。
- Q 3 3 合併の認可要件は何ですか。
A 3 3 以下の4つの要件を満たさなければなりません。
1 合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていると認められること。（「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし」ているかについては、当該団体の規約に掲げられている目的により判断することとします）
2 その区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること
3 その区域に住所のあるすべての個人が構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること
4 規約を定めていること

【その他】

Q 3 4 法人格を取得するまでの期間はどのくらいですか。

A 3 4 規約変更には総会の開催が必要になるため、市へ申請するまでの準備期間としては、半年から一年が標準的な期間です。あらかじめ町会等と十分に協議準備したあと、申請を受け付けます。

Q 3 5 一の地縁による団体が所在する地域に、更に連合会という上部組織の地縁による団体が設立されている場合、この連合会も認可の対象となりますか。

A 3 5 地方自治法上は、一地域一団体とすることは要請されておらず、あくまで地縁による団体の現況により判断することとされています。連合会という名称を用いている団体であっても、同法に定められた一定の要件を満たしていれば認可の対象となります。しかし、例えば連合会がいくつかの地縁による団体を構成員とするようなものであれば、同法では自然人たる住民を構成員としていることから、認可の対象とはなりません。

Q 3 6 不動産等を保有していなくても、地縁による団体として認可の対象となりますか。

A 3 6 なります。法第260条の2第1項に規定されている認可の目的は、「地域的な共同活動を円滑に行うことができるようにするため」だからです。

Q 3 7 不動産を取得する場合には法人格の取得は義務ですか。

A 3 7 義務ではありません。町会等で必要性を十分に協議したうえで決定してください。

Q 3 8 自治会機能を併せ持つマンション管理組合は、地縁による団体として認可の対象となりますか。

A 3 8 直ちに認可の対象となることはありません。マンションの管理組合等の団体は、構成員が区分所有者という特定の属性を必要とするものであるため。

Q 3 9 認可を受けようとする地縁団体の保有財産の一部に宗教的色彩の強い財産を保有していても認可の対象となりますか。

A 3 9 なります。地縁による団体は、いわゆる公共団体ではなく、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」です。宗教的活動の禁止や宗教上の組織等に対する支出の制限を定めた憲法上の規定（第20条第3項、第89条）との関係が生じることはありません。

（参考：憲法第20条第3項 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない。

憲法第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。）

Q40 地縁による団体を特定の政党のために利用することは禁止されていますが、これは会員個人の政治支援活動までも禁止されることとなるのですか。

A40 構成員個々人が特定政党や政治家を支援することまでも制限するものではありません（法第260条の2第9項では、認可地縁団体を特定の政党のために利用することは禁止されています）。

（法第260条の2第9項 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。）